



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 24 日 (木曜日) 第 167 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (") 1
- 指定居宅サービス事業の廃止 (") 2

頁

- 介護医療院の開設許可 (長寿介護課) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止 (") 2
- 有害興行の指定 (こども家庭課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (") 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (") 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 5

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 5

告 示

宮崎県告示第 986号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人至誠会 田中歯科医院	都城市早鈴町3204番地 1	令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県告示第 987号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 12 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
久保循環器内科医 院	西都市右松1082	令和 2 年 11 月 4 日
医療法人至誠会 田中歯科医院	都城市早鈴町3205-11	令和 2 年 11 月 6 日

宮崎県告示第 988号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 12 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4572001925	尾鈴荘デイサービス センター 2 号館	宮崎県児湯郡都農 町川北1141番地 5	社会福祉法人聖水 会	宮崎県児湯郡都農 町川北 18912番地 10	令和 2 年 10 月 1 日	通所介護
4550480034	介護老人保健施設 おびの里	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 1 番 15 号	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水 3 丁目 6 番 21 号	令和 2 年 11 月 1 日	訪問リハビリテ ーション

宮崎県告示第 989号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 12 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550480034	介護老人保健施設おびの里	宮崎県日南市飫肥6丁目1番15号	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和2年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション

宮崎県告示第 990号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302374	株式会社九州ケアナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原崎町 276-1	株式会社九州ケアナビ	宮崎県宮崎市瓜生野 115番地	令和2年11月12日	特定福祉用具販売
4570302374	株式会社九州ケアナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原崎町 276-1	株式会社九州ケアナビ	宮崎県宮崎市瓜生野 115番地	令和2年11月12日	福祉用具貸与
4560490056	訪問看護ステーション ほっこりはうす	宮崎県日南市南郷町東町10-12東アパート6号	株式会社裕富	宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地	令和2年11月30日	訪問看護

宮崎県告示第 991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0600018	瀧井病院介護医療院	宮崎県日向市塩見11652番地	医療法人社団慶城会	宮崎県日向市塩見11652番地	令和2年10月1日	介護医療院

宮崎県告示第 992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302374	株式会社九州ケアナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原崎町 276-1	株式会社九州ケアナビ	宮崎県宮崎市瓜生野 115番地	令和2年11月12日	介護予防福祉用具貸与
4570302374	株式会社九州ケア	宮崎県延岡市川原	株式会社九州ケア	宮崎県宮崎市瓜生	令和2年11月12日	特定介護予防福

	ナビ 延岡営業所	崎町 276-1	ナビ	野 115番地		社用具販売
4560490056	訪問看護ステーション ほっこりはうす	宮崎県日南市南郷町東町10-12東アパート6号	株式会社裕富	宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地	令和2年11月30日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 993号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-31	映画	メイドになった人妻 巨乳の絶対領域	的場組 ＜新東宝映画＞	令和2年12月17日
2年-32	映画	スカイ・シャーク (原題) SKY SHARKS	ギャガ (ドイツ)	
2年-33	映画	月と寝る女 またぐらの面影	石川組 ＜オーピー映画＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 994号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第 197号、平成19年宮崎県告示第 337号、平成20年宮崎県告示第 201号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	下 鶯 2	I-1-0830	急傾斜地の崩壊
	後 川 内	II-1-5429	急傾斜地の崩壊
	宮 内	II-1-5440	急傾斜地の崩壊
	昌 明 寺 3	II-1-5442	急傾斜地の崩壊
	西長江浦 1 ～ 3	II-1-5450	急傾斜地の崩壊
	西長江浦 4	II-1-5451	急傾斜地の崩壊
	南 昌 明 寺	II-1-5455	急傾斜地の崩壊
	西 川 北 4	II-1-5460	急傾斜地の崩壊

西長江浦 5 ～ 7	II-1-5464	急傾斜地の崩壊
脇 村 - 1	II-1-5467	急傾斜地の崩壊
脇 村 2	II-1-5468	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 995号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	堂 山	16-3	地 滑 り
	昌 明 寺	16-4	地 滑 り
	二八の下西	16-6	地 滑 り
	二八の下東	16-7	地 滑 り
	大 河 平 2	05-209-2-014	土 石 流

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 12 月 24 日

宮崎県知事 河野俊嗣

松原谷川	05-209-1-024	土石流
大迫川	05-209-1-039	土石流
吉牟田-1	II-1-5396	急傾斜地の崩壊
吉牟田-1-新①	II-1-5396-新①	急傾斜地の崩壊
吉牟田-2	II-1-5397	急傾斜地の崩壊
川上-3	II-1-5427	急傾斜地の崩壊
藤坂	II-1-5443	急傾斜地の崩壊
有島-2	II-1-5456	急傾斜地の崩壊
榎田-1	III-1-9523	急傾斜地の崩壊
四日市原-2	III-1-9525	急傾斜地の崩壊
下鶯-2	I-1-0830	急傾斜地の崩壊
松原	I-1-0834	急傾斜地の崩壊
後川内	II-1-5429	急傾斜地の崩壊
宮内	II-1-5440	急傾斜地の崩壊
昌明寺-3	II-1-5442	急傾斜地の崩壊
西長江浦	II-1-5450	急傾斜地の崩壊
西長江浦-4	II-1-5451	急傾斜地の崩壊
南昌明寺	II-1-5455	急傾斜地の崩壊
西川北-4	II-1-5460	急傾斜地の崩壊
西長江浦-5	II-1-5464	急傾斜地の崩壊
脇村-1	II-1-5467	急傾斜地の崩壊
脇村-2	II-1-5468	急傾斜地の崩壊

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	大河平-2	05-209-2-014	土石流
	大迫川	05-209-1-039	土石流
	吉牟田-1	II-1-5396	急傾斜地の崩壊
	吉牟田-1-新①	II-1-5396-新①	急傾斜地の崩壊
	吉牟田-2	II-1-5397	急傾斜地の崩壊
	川上-3	II-1-5427	急傾斜地の崩壊
	藤坂	II-1-5443	急傾斜地の崩壊
	有島-2	II-1-5456	急傾斜地の崩壊
	榎田-1	III-1-9523	急傾斜地の崩壊
	四日市原-2	III-1-9525	急傾斜地の崩壊
	下鶯-2	I-1-0830	急傾斜地の崩壊
	松原	I-1-0834	急傾斜地の崩壊
	後川内	II-1-5429	急傾斜地の崩壊
	宮内	II-1-5440	急傾斜地の崩壊
	昌明寺-3	II-1-5442	急傾斜地の崩壊
	西長江浦	II-1-5450	急傾斜地の崩壊
	西長江浦-4	II-1-5451	急傾斜地の崩壊
	南昌明寺	II-1-5455	急傾斜地の崩壊
	西川北-4	II-1-5460	急傾斜地の崩壊
	西長江浦-5	II-1-5464	急傾斜地の崩壊
脇村-1	II-1-5467	急傾斜地の崩壊	
脇村-2	II-1-5468	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 997号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 2020- 2	株式会社 吉野不動 産代表取 締役吉野 大作	児湯郡新富町大字 上富田字五月田70 76-11、7076-11 地先水路敷の一部 及び里道の一部、 7104-9地先水路 敷の一部	6.02	33.85	令和2 年12月 10日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、押方土地改良区(高千穂町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奈 須 國 生	西臼杵郡高千穂町大字押方1342番地

--	--